

# 公共サービス

2010/春

## Contents

### 1面 トップニュース

#### 公共サービスは生活そのものです



中村 議長  
1979年より神奈川県内の公立小学校教員。2008年4月より日本教職員組合委員長、08年10月より公務公共サービス労働組合協議会議長。

### 2・3面 公共サービス基本条例

#### ともにつくりようより良い社会



### 4面 インタビュー

#### 原口一博総務大臣に聞く



### 4面 事例紹介

#### 英国のLSPに学ぶ



## Top News | トップニュース

# 公共サービスは生活そのものです

公共サービスキャンペーンの一つの成果として、公共サービス基本法が成立。公務労協中村議長にキャンペーンの今後の展開についてうかがいました。



——「公共サービス」とは、どうとらえたらよいのでしょうか？

中村 公共サービスは当たり前私たちの生活にとけこんでいるため、日頃その存在を意識することは少ないと思います。しかし、もし公共サービスがなくなったらどうなるでしょうか？ 例えば、水が出なくなったら、地下鉄がなくなったら、学校がなくなったら、と考えると、日々の生活はほとんど成り立たないくらいですね。

公共サービスとは生活そのものなのです。ですからそのサービスを受けることは、社会の一員としてごく当然のことです。

——「公共サービス基本条例」のねらいは何でしょうか？

中村 必要な人に必要な公共サービスが行き届くことがもっとも大切です。市民のニーズを聞き、きちんとそれに応えるということですね。それを実現するために、公共サービスについて、行政だけでなく市民やNPOなどと一緒に話し合えるような仕組みを条例で定め

ようとしています。市民が参加し、みんなで公共サービスの質を高めていく。みんなで支え合い、ともに生きていく。条例づくりを進めながら、安心して暮らせる社会をつくりたいと考えています。

——これからの「公共サービスキャンペーン」のテーマは何でしょうか？

中村 公務労協は、2004年11月から良い社会をつくる「公共サービスキャンペーン」を続けてきました。そして昨年5月、それまでの運動の一つの成果として、「公共サービス基本法」が成立しました。

今年春からのキャンペーンは、公務公共サービスにたざさわる労働組合として、社会的責任と役割を十全に果たすとともに、各自治体レベルで「公共サービス基本条例」の制定を求める運動をはじめます。

まずは、6月議会での条例提案をめざしていますが、新しい仕組みを整備するわけですから、息の長いとりくみを粘り強く進めたいと思っています。

# ともにつくりよう より良い社会

## 私たちの生活と 公共サービス

- ▶朝起きてトイレに行き、顔を洗う。  
(上下水道)
  - ▶朝ごはんを食べる。  
(安全な食)
  - ▶ごみを出す。  
(ごみ処理)
  - ▶家から歩いて、  
(道路)
  - ▶子どもを  
保育園におくる。  
(児童福祉)
  - ▶手紙を投函したら、  
(郵便)
  - ▶切符を買って  
(通貨)
  - ▶バスや地下鉄に乗る。  
(地域交通)
  - ▶子どもは  
学校へ行く。  
(教育)
  - ▶病気になるば病院に行く。  
(医療)
  - ▶建物は  
バリアフリーで、  
(障がい者福祉)
  - ▶歳をとればデイサービス。  
(高齢者福祉)
  - ▶週末には  
豊かな自然に癒される。  
(森林)
- ほかにたくさんあります。



公共サービスは、  
私たちの日々の生活を  
守り、支えています。



## 地域でつくる 公共サービス

### 広げよう 公共サービス基本条例の輪

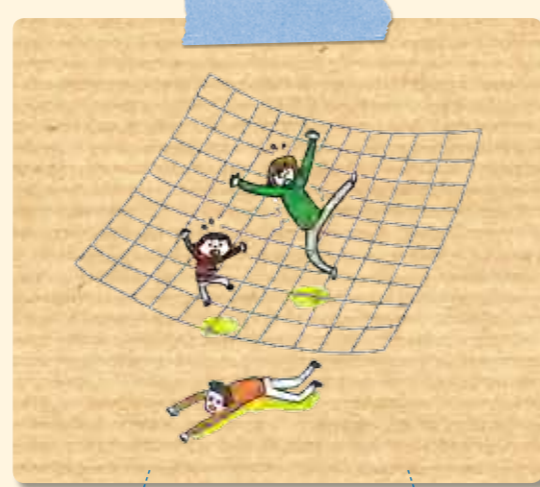
公共サービスは、いわば人間の尊厳を守るためのセーフティネットです。では、現状の公共サービスで十分といえるのでしょうか？ 失業して再就職できないままの人や、保育サービスを受けるために長い間待機状態の人も少なくありません。

公共サービスが市民のニーズにきちんと応えられているかを点検し、十分に機能する仕組みをつくるのが、今、求められています。

### 公共サービス基本条例が めざす仕組み

公共サービス基本条例骨子案で提案している「地域公共サービス市民会議」は、市民やNPO、有識者、公共サービス提供者が、公共サービスに関して話し合う場です。

市民の意見を聞いて、どのような公共サービスにするべきかを話し合い、それをもとに自治体や公共サービス提供者に、問題解決できるよう働きかけます。



今のままでは不十分



地域公共サービス市民会議

**格** 差の広がりや、雇用情勢の悪化などによって社会不安が広がっている今、市民の日々の生活を支えている公共サービスの重要性が増しています。今こそ市民のニーズに合った公共サービスを提供することが私たちの使命です。

行政だけでなくNPOや民間企業などが協働し、市民のニーズや苦情に的確に応えること。市民の身近なところでサービスの内容が決定され、情報公開が徹底されること。そしてサービスを担う人も安心していきいきと働けること。こうしたことの実現には、

公共サービス基本条例が必要です。誰もが安心して暮らせる公正・公平な社会をつくるため、公務労協は新しい公共サービスのあり方を提案しています。より良い公共サービスのあり方をともに考え、行動しましょう。

## 公正な社会のための 公共サービス



- 1 貧困、病気、失業などで、社会から排除されている人たちがいます
- 2 「地域公共サービス市民会議」で市民の声を聞き、社会のニーズを自治体の長などに伝えます
- 3 公共サービス提供者が協力してセーフティネットを強化します
- 4 セーフティネットに助けられ、再び社会に参加できます

### 公共サービス基本条例 骨子案

1. 条例の目的
 

地域社会における医療、福祉、教育、まちづくりなどのすべての公共サービスを対象とし、公共サービスの基盤を整備し、公共サービスの質の向上をめざすことによって、もって豊かな地域社会の実現を図る。
2. 公共サービスの定義
 

この条例において「公共サービス」とは、次に掲げる行為であって、市民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。

  - (1) 国（独立行政法人を含む）又は地方自治体（地方独立行政法人を含む）の事務又は事業であって、特定の市民に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供
  - (2) 国又は地方自治体以外の者（非営利組織を含む）が行う公益性の高い目的を持つ事業であって、特定の国民に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供。なお、国又は地方自治体以外の者とは、国又は地方自治体から請負、委託を受け、又は補助金等を受ける者をいう
  - (3) 国又は地方自治体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為
3. 市民の権利
 

市民は公共サービスの実施に関し、次の権利を有する。

  - (1) 必要とされる公共サービスの保障
  - (2) 健全な環境で生活する権利
  - (3) 安全かつ良質な公共サービスを受ける権利
  - (4) 公共サービスについて合理的な選択の機会の保障
  - (5) 情報を共有する権利
  - (6) 公共サービスについての学習の機会の保障
  - (7) 公共サービスの実施に関する苦情の申出と応答を受ける権利
  - (8) その他公共サービスの実施に関する意見の表明
4. 地方自治体の責務
 

地方自治体は、公共サービスの実施又は施策の策定に関し、次の責務を有する。

  - (1) 公共サービスに関する情報の公開
  - (2) 市民からの苦情対応
  - (3) 2.(2)に規定する公共サービスを実施する者及び公共サービスに従事する者からの苦情対応
  - (4) 公共サービスを実施する者への立入検査、是正勧告、公表
  - (5) 地域公共サービス市民会議からの提言等への応答
  - (6) 非営利組織等による公共サービス実施の支援
  - (7) 公契約に係る施策等、公共サービスの実施に従事する者の権利と労働環境の整備
  - (8) 社会的価値の実現を図るための入札制度の整備
  - (9) その他国又は地方自治体以外の者との調整のための必要な措置
5. 国又は地方自治体以外の者の責務
 

国又は地方自治体以外の者は次の責務を有する。

  - (1) 実施する公共サービスに関する情報の公開（個人情報に配慮する）
  - (2) 地方自治体からの是正勧告などの遵守
6. 国又は地方自治体以外の者の努力義務
 

国又は地方自治体以外の者は次のことに努める。

  - (1) 公共サービスの実施に従事する者の権利と労働環境の整備
  - (2) 社会的価値の実現のための環境の整備
7. 地域公共サービス市民会議
 

「1. 条例の目的」の実現のために、地域公共サービス市民会議を設置する。

  - (1) 市民会議は、学識経験者、公共サービスを実施する者、市民などで構成する
  - (2) 市民会議は、公共サービスに関し次の役割を担う
    - ① 公共サービスの質的充足及び量的充足度合いの調査と公表
    - ② 公共サービスを実施する者間の調整
    - ③ 公共サービス改善のための施策に関する提言
  - (3) 前項のほか、市民会議は次の役割を有する
    - ① 地方自治体が行った苦情対応の報告を受け、又は市民会議が受けた苦情に対し、地方自治体の長に改善等に関する意見を述べること
    - ② 同じく、公共サービスを実施する者に対する改善を地方自治体の長に促すこと
    - ③ 公共サービスを実施する者に対する必要な財政支援等を地方自治体の長に促すこと
    - ④ 地方自治体の長の諮問に対する答申

Interview | インタビュー

# 原口一博総務大臣に聞く

公共サービス基本法の起案者である原口一博総務大臣に、その理念とこれからの方向性についてうかがいました。

——昨年5月に公共サービス基本法が成立しました。

原口 民主党が作った「公共サービス基本法案」には三つの柱がありました。一つ目は「新しい公益」の創造です。「公益」を「官」が独占するのではなく、「市民化」「自由化」していくことです。二つ目は公共サービスの権利の主体を明確化することです。政官の決めごとによって国民が縛られるというのではなく、権利の主体としての国民の公共サービスにおける権利を示しました。そして三つ目は公共サービスを担う人たちの権利の保障です。人間らしく働ける環境が保障されなければ、質の高い公共サービスは提供できないと考えているためです。

価値が多様化している今の社会において、「公益」は市民が担う時代になってい

ます。そうすると、今までのような垂直型の行政組織で対応するのではなく、政策の決定プロセス、あるいは公益の実行プロセスに、市民がオープンに、いつでも参加できる、フラットな横のガバナンスを作っていきたい。柔軟な、多層・多様な、しかも寛容な社会をつくっていく上でも、大事なことだと思っています。

——これからの方向性についてどのようにお考えですか？

原口 この基本法の成立をうけ、総務大臣としてではなく、法案の起案者として公共サービス基本条例制定の運動が広がってほしいと願っています。公共サービス基本条例のようなものが各地で出てきたら、その先にあるのがプログラム法だと思います。公共サービス基本法の中でも例えば業務委



託の劣悪な状況の改善などは視野に入っていますが、公契約法や公契約条例などといった形で、そこで働く人たちの生活の再生産をしっかりと担保していく方向性も考える必要があるかもしれません。

「市民政策 No.66 (特定非営利活動法人・市民がつくる政策調査会)」掲載インタビューの要約、転載。写真は同調査会提供。

Case Study | 事例紹介

## 英国のLSPに学ぶ

英国では参加型・協働型の地域公共政策の実現をめざし、新制度の導入が進められています。「地域公共サービス市民会議」の先進的な事例です。



**英** 国・イングランドでは、各地で「地域戦略パートナーシップ」(Local Strategic Partnership : LSP) を展開しています。

LSPとは、地域内の様々な立場の人が参加し、地域戦略を策定し、設定した目標に

向かってそれぞれがどのように協働していくかを議論するというとりくみです。

LSPの運営には、議員や自治体職員、社会サービスの提供者のほか、教育や環境関連の組織、ボランティア団体や市民など、地域のあらゆる利害関係者が参加します。

ほとんどの場合、事務所を構えない組織間のネットワークというスタイルです。

活動の内容は、地域の計画やサービスの整理、データやアイデアの共有、地域の問題について優先事項を定めるなどで、いわば、地方自治のガバナンスに携わり、地域マネジメントをより民主主義的な形で機能させるように促していくという役

割を担っています。

そして、最も重要な役割が、地域全体の課題をカバーする「持続可能なコミュニティ戦略」の策定です。LSPで提示されたビジョンや理念にもとづいて、様々な地域再生事業が行われることによって、複雑にからみあった課題を解決し、すべての市民が地域発展の恩恵を受けられるようにするというものです。

LSPの先進地域といわれているリバプール市では、このスタイルで様々な分野の事業を展開しており、地域雇用の創出にも成果をあげています。その一つであるサイエンスパークは、地方議会と自治体、大学などによる共同プロジェクトで、若者対象の食育プログラムなども開発し、市の知識産業を担うまでに成長しています。

